

令和2年3月から適用する「公共工事設計労務単価」及び

令和2年度「設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置等について

北九州市では、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和2年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）の運用に係る特例措置の適用並びにインフレスライド条項（北九州市工事請負契約約款第25条第6項）の適用を、国に準じ、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

1 特例措置について

1) 概要

「新労務単価」及び「新技術者単価」の決定に伴い、下記対象案件の受注者は、「平成31年度公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）及び「平成31年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）に基づき予定価格を積算した工事及び工事に係る設計業務等委託について、「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負金額及び業務委託料の変更の協議を発注者に請求することができます。

2) 対象案件

令和2年3月1日以降に契約を行う又は行った工事及び工事に係る設計業務等委託のうち、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているものです。

3) 請負金額（業務委託料）の変更

変更後の請負金額（業務委託料）については、次の方式により算出する。

変更後の請負金額（業務委託料）＝P（新）×k

P（新）：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格
k：当初契約の請負比率

4) 受注者からの請求方法

別紙様式1-1（工事用）、1-2（委託用）、2-1（軽微な工事用）、2-2（軽微な委託用）を参考に、速やかに発注者に提出してください。

様式1-1（工事用）	（Word形式 33キロバイト）
様式1-2（委託用）	（Word形式 33キロバイト）
様式1-3（軽微な工事用）	（Word形式 33キロバイト）
様式1-4（軽微な委託用）	（Word形式 33キロバイト）

※軽微な工事：予定価格が250万円以下の工事

※軽微な委託：予定価格が100万円以下の工事に係る設計業務等委託

2 インフレスライド条項の適用について

1) 適用対象工事

令和2年3月1日より前に既に契約を締結している工事のうち、別途マニュアルによって定める残工期が、受発注者協議により定めた基準日から2か月以上あるものです。

2) 運用基準について

[令和2年3月「賃金等の変動に対する北九州市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」](#)によります。

◆関連様式◆

[請求様式（別紙様式1-1）](#) [（Word形式 47キロバイト）](#)

3) その他

全体スライド及び単品スライド条項は併用することができます。

【問い合わせ先】

《請求等の手続きについて》

北九州市 技術監理局 契約制度課 TEL：093-582-2545

《単価改定及び変更額の積算について》

北九州市 技術監理局 技術管理課 TEL：093-582-2045